

兵高教組
確定速報10号
 2011年11月30日 調査情報26号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

**11確定闘争 「行革」カットを徹底的に追及
 重要課題で一定前進回答**

**現給保障継続 ・ 給料表引下げ改定は来年度より
 評価システムの賃金リンクさせず ・ 「行革」カット緩和措置**

11月29日、高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は、職場から寄せられた4016筆の署名を力に、県教委との最終交渉を行いました。交渉を通じて徹底的に追求し、中止を要求した県「行革」による賃金カットの完全回復をかちとることはできませんでしたが、今確定闘争における重要課題で一定の前進回答を得ました。県教委の最終回答を総合的に判断し、高教組拡大闘争委員会は仮妥結することを決定しました。

県教委最終回答の内容

賃金・諸手当	10%加算者 : 6%に抑制 7.8%に
給料表等	15%加算者 : 7.5%に抑制 9.4%に
・人事委員会勧告で示されたとおり改定 平均 0.29%(1.199円)、若年層は据え置き	20%加算者 : 10%に抑制 12%に
・実施時期 : 2012年 4月 1日からの適用	加算のない若年層 : 0.038月分加算
・減額調整 : 行わない	現給保障
・現給保障額についても給料表の職務の級及び号給ごとの改定率と同じ率で改定	当面現給保障を続ける
一時金	来年度の交渉において改めて協議
・支給月数は据え置き(年間 3.95月)	給料の調整額(特別支援学校・学級)
6月 : 期末1.225月、勤勉0.675月(標準0.635月)	2012年 1月 1日より本給の3.75%相当に引下げ(現行4.5%)
12月 : 期末1.375月、勤勉0.675月(標準0.635月)	行政職の超過勤務手当
・勤勉手当の成績率、期間率 : 来年度改めて協議(来年度現状維持)	超過勤務手当の算出に用いる 1時間あたりの給与額を、国準拠から労基法準拠に改正するよう人事委員会と調整。
一時金の「行革」カット緩和 今年度の一時金(6、12月)の役職加算の抑制措置を緩和	減額する場合は現行通り
5%加算者 : 4%に抑制 5%に	自宅に係る住居手当
	据え置き
	2012年度以降の取扱いについては改めて協議

明石海峡大橋を經由する通勤手当
 現在加算措置を講じて対応しているが、職員の通勤実態が変化していること等も考えられることから手当のあり方等について人事委員会に調査研究を依頼

短期育児休業取得者の期末手当
 特に男性職員の育児休業の取得促進のため、国の取扱いに準じた方法で改定

11国人勤 :
 1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、本年12月の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講ずることとする。
 期末手当の在職期間率 :
 6か月100/100、5か月以上6か月未満80/100

勤務実績の給与への反映
 勤勉手当の成績率の適用者について、2012年6月期から従来の勤務成績優秀者の要件に加えて「その他県教育長が特に功績があったと認める者」を対象としたい。細部は執行部と協議(詳しくは分会長に問い合わせください)

教職員評価育成システム
 まだまだ課題も多い。引き続き研究を続ける(本格実施、賃金リンクは行わず)

休暇制度等

休暇制度
 人事委員会に調査研究を依頼

プレ出勤制度
 一般疾病による長期休職者に対してもプレ出勤制度を適用させる。(希望者のみ) 具体的取扱いは執行部と協議

福利厚生事業
 ・(公立学校共済組合の)人間ドック、脳ドックなど健康管理事業を拡充することができるよう県予算の確保に努める
 ・公立学校共済組合が実施する脳ドックのサービスの取扱いを、来年度から専免の対象とする

臨時的任用職員の処遇改善
 臨時教諭の最高限度号給引き上げ

2級臨時教諭の最高限度号給は、2012年4月1日以降高校教育職2級77号給を81号給とする

勤務時間の適正化

・勤務実態全県調査を実施、勤務時間適正化プランで定めた8項目91の具体的方策の達成状況を確認
 ・教職員が超過勤務の縮減を実感し心身ともに健康で児童生徒と向き合う時間を確保できるよう引き続き努力する

高教組独自要求への回答

基本賃金等
 ・実習教員2級レポート審査年齢の引下げ : 他府県の状況を見ていきたい

臨時教職員の賃金・勤務条件
 ・時間講師の月給制、保険の適用 : 他府県の状況等を調査したい
 ・定期検診の結果を採用時の健康診断に利用できるようにすること : 研究していきたい
 ・介助員の待遇改善 : 重要な仕事と認識しているが厳しい財政状況の中今以上の処遇改善は困難

超勤縮減
 ・高教組を含め各方面の意見も参考に積極的に取り組んでいきたい
 ・割り振り変更制度について適正な運用等を管理職に対し説明指導していく
 ・「超勤をなくす8項目」は概ね趣旨を理解している。今後も勤務時間の適正化に向けた取組を一層進めていくよう学校を指導する
 ・持ち帰り仕事が増えるということは勤務時間の適正化になるとは考えていない
 ・業者模試について : 試験監督者の配置については引き続き業者と話をしていきたい(高校教育課)

再任用教職員の待遇
 ・再任用の希望については丁寧な対応を取るよう指示しているところであるが、教科、年齢構成、定員、校務分掌等教員の適性配置のため希望通りにならないことがあることはご理解願いたい
 ・主任実習教員の再任用時2級格付け : 実習教員としての再任用を設定している